

焼津市スポーツ交流振興協議会サポーター会員規程

(目的)

第1条 この規程は、焼津市スポーツ交流振興協議会規約（以下「協議会規約」という。）第4条の規定に基づき、焼津市スポーツ交流振興協議会のサポーター会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(サポーター会員)

第2条 サポーター会員は、協議会規約第2条及び第3条の目的及び事業に賛同し、入会した法人・団体及び個人とする。

(入会)

第3条 サポーター会員になろうとする者は、入会申込書（第1号様式）に必要事項を記入して会長に提出しなければならない。

(退会)

第4条 退会するときは、あらかじめ退会届（第2号様式）を会長に提出しなければならない。

(除名)

第5条 サポーター会員として不適当と認められたときは、会長が当該サポーター会員を除名することができる。

(会費)

第6条 サポーター会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) プラチナ会員 年額 100,000円
- (2) ゴールド会員 年額 50,000円
- (3) シルバー会員 年額 30,000円

2 会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 事業年度の途中で入会したサポーター会員の会費は、1項に示す年額とする。

(会費の納入)

第7条 会費は、毎年4月末日までに会長が指定する口座に、振込の方法により、年額を一括して納入しなければならない。この際、手数料はサポーター会員の負担とする。

2 前項の規定に関わらず、正当な理由がある場合には、サポーター会員の申し出により、年会費の分納を認めることができる。

3 入会にあたっては、会費を前納するものとする。

4 事業年度の途中で入会したサポーター会員は、入会時に当年度分の会費を一括して納入するものとする。

5 正当な理由なく会費を納入せず、督促後なお年会費を1年以上納入しないときは、サポーター会員の資格を喪失する。

(会費の返還)

第8条 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年3月19日から施行する。